

# 1.安全認証対象品リスト

| 製品分類                 | 製品名   |
|----------------------|---|
| 1 電線及び電源コード          | 電線、ケーブル及びコード類   |
| 2 電気機器用スイッチ          | 1. スイッチ<br>2. 低電圧スイッチ<br>備考)機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの及び防爆型のを除く  |
| 3 電源用キャパシタ及び電源用フィルター | X/Yキャパシタ及び<br>電波障害抑制用フィルターユニット一式(RFフィルター)<br>備考)100ヘルツ以下のものに限る。   |
| 4 固定用付属機器及び接続器       | 固定用付属機器及び接続器<br>備考)防爆型のは除く。   |
| 5 固定用保護装置            | 1. ヒューズ及びヒューズホルダー<br>2. 機器保護用配線用遮断器   |
| 6 絶縁変圧器              | 変圧器と電圧レギュレーター<br>備考)定格容量5kVA以下のものに適用するが、機械器具に組み込まれる特殊な構造のを除く  |
| 7 家庭用電気機器            | 1. 電気掃除機(電動機の定格入力が2.5kwのもの)<br>2. 電気アイロン及び電気プレス器<br>3. 電気食器洗い器及び食器乾燥機(電動機の定格入力が1kw以下のもの)<br>4. 厨房用電熱器具<br>5. 電気洗濯機及び脱水機(衣類や服地洗濯用で電動機の定格入力が1kw以下のもの)<br>6. 毛髪管理器<br>7. 電気保温器及び電気温蔵庫<br>8. 厨房用電動機器(電動機の定格入力が1kw以下のもの)<br>9. 電気液体加熱機器<br>10. 電気毛布、電気マット及び電気ベッド<br>11. 電気湿布器及び足温器<br>12. 電気温水器<br>13. 電気冷蔵庫、電気冷凍庫(電動機の定格入力が1kw以下のもの)<br>14. 電子レンジ(300MHz～30GHz帯域の周波数を使用するもの)<br>15. 家庭用電動ミシン<br>16. 電気充電器(出力電圧が50V以下のもの)<br>17. 電気乾燥機(衣類用のもの)<br>18. 電熱器具<br>19. 電気マッサージ器<br>20. 電気冷房機及び除湿機<br>21. 流体ポンプ(濾過機能が内蔵されたポンプを含んで、使用液体の温度が90℃以下で定格入力が1.5kw以下のもの)<br>22. 電気加熱機器<br>23. サウナ機器<br>24. 観賞及びペット用電気機器<br>25. 電気気泡発生器<br>26. 電撃殺虫器<br>27. 電気浴槽<br>28. 空気清浄機(定格入力が500w以下のもの) |

| 製品分類            | 製品名   |
|-----------------|---|
|                 | <p>29. 自動販売機(電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置中どれか1つ以上を有するもののみ該当)</p> <p>30. ファン、レンジフード(定格入力が500w以下のもの)</p> <p>31. トイレ用電気機器</p> <p>32. 加湿器</p> <p>33. 噴霧器</p> <p>34. 電気消毒器</p> <p>35. 生ごみ処理機</p> <p>36. おしぼり製造機器及びおしぼり包装機器</p> <p>37. その他上記の製品に類似する機器</p> <p>備考) 定格入力が10kw以下のものに適用し、以下のいずれかに該当するものは除く</p> <p>1) 防爆型のもの</p> <p>2) 電気マット、電気灸治療器、顔面サウナ器、赤外線・紫外線放射皮膚管理器、電気マッサージ器、電気スチームサウナ器、半身浴槽及び足浴槽中「医療機器法」第2条第1項による医療機器のもの</p> |
| 8 電動工具          | <p>電動工具</p> <p>備考) 定格入力が1.5kw以下のもののみ該当</p>  |
| 9 オーディオ・ビデオ音響機器 | 対象品目なし  |
| 10 情報・事務機器      | <p>1. 複写機(光源の定格出力が1.2kw以下のものをいう)</p> <p>2. AC/DCアダプター(各分類の直流電源装置及び携帯電話バッテリー充電器に使用されるものを含み、定格容量が1KVA以下のものをいう)</p> <p>3. 無停電電源装置(定格容量が10KVA以下のものをいう)</p> <p>4. ラミネーター</p> <p>5. その他上記の製品に類似する機器</p> <p>備考) 機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く</p>   |
| 11 照明機器         | <p>1. ランプホルダー</p> <p>2. 照明器具(固定用の汎用製品に限る。)</p> <p>3. 安定器(ランプ調整用)</p> <p>4. 安定器内蔵型ランプ</p>  |

## 2. 自律安全確認対象電気用品のリスト

| 製品分類                 | 製品名   |
|----------------------|---|
| 1 電線及び電源コード          | 対象品目無し  |
| 2 電気機器用スイッチ          | 電気機器用制御デバイス<br>備考)機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの及び防爆型のを除く  |
| 3 電源用キャパシタ及び電源用フィルター | 対象品目無し  |
| 4 固定用付属機器及び接続器       | 対象品目無し  |
| 5 固定用保護装置            | 対象品目無し  |
| 6 絶縁変圧器              | 1. 高周波ウエルダー<br>2. 電気溶接機<br>備考)定格容量が5kVA以下のものに適用し、機械器具に組み込まれる特殊な構造のを除く   |
| 7 家庭用電気機器            | 1. 果物皮むき器<br>2. ジャガイモ皮むき器<br>3. 電気精米器<br>4. 電気パン切り器<br>5. 電気溶解器<br>6. ペット用入浴器<br>7. 理容美容機器<br>8. 電気酒類熟成器<br>9. 電気時計<br>10. 赤外線・紫外線放射皮膚管理器<br>11. 電動椅子及び電動ベッド<br>12. コンプレッサー<br>13. 電気温水マット<br>14. 口腔洗浄機<br>15. 電気噴水器<br>16. 投影機<br>17. 殺虫器<br>18. 電気集塵機<br>19. 搾乳機<br>20. サービス機器<br>21. 電気エアーカーテン<br>22. ファンコイルユニット<br>23. 廃熱回収換気装置<br>24. ゲーム機器<br>25. 電動型ロールスクリーン<br>26. 電気燻蒸器<br>27. 水道凍結防止器<br>28. 毛玉取り器<br>29. 酸素、イオン発生器<br>30. 電気浄水器<br>31. 超音波洗浄機<br>32. 発芽器及びもやし栽培器<br>33. 電気錠<br>34. 電気ヘルス器具 |

| 製品分類            | 製品名   |
|-----------------|---|
|                 | 35. 電動機<br>36. その他上記製品に類似するもの<br>備考) 定格入力が10kw以下のものに適用し、以下のいずれかに該当する場合は除く<br>1) 防爆型のもの<br>2) 電気マット、電気灸治療器、顔面サウナ器、赤外線・紫外線放射皮膚管理器、電気マッサージ器、電気スチームサウナ機器、半身浴槽及び足浴槽中、「医療機器法」第2条第1項による医療機器のもの   |
| 8 電動工具          | 対象品目無し  |
| 9 オーディオ・ビデオ音響機器 | 1. テレビ受像機<br>2. モニター<br>3. ビデオテーププレーヤー<br>4. ビデオカメラ<br>5. チューナー<br>6. 編集機<br>7. ディスクプレーヤー<br>8. ラジオ受信機<br>9. アンプ<br>10. レシーバー(受信機)<br>11. 録音装置<br>12. サウンドプレーヤー<br>13. オーディオシステム<br>14. 電子楽器<br>15. 衛星放送受信機<br>16. ビデオゲーム機(TV受信機に接続して使用したり、ブラウン管、液晶表示装置又はプラズマ表示装置を持っている構造のみが該当する)<br>17. テレビ電話(電気通信枠組法第33条で定められた製品は除く)<br>18. 映写用TV<br>19. オーディオミキサー<br>20. オーディオプロセッサー<br>21. 信号変換器<br>22. オーディオ分配器<br>23. コンプレッサーゲート<br>24. 電子時計<br>25. CCTVカメラ<br>26. 映像電送装置<br>27. 映像受信機及び変換器<br>28. 映像記録装置<br>29. AV信号受信機<br>30. 映像処理機<br>31. ケーブルTV受像機<br>32. 映像と音声を用いた学習機器<br>33. ターンテーブル<br>34. 変調器 |

| 製品分類       | 製品名  |
|------------|--|
|            | 35. 上記製品に類似の機器<br>備考)機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く  |
| 10 情報・事務機器 | 1. モニター<br>2. プリンター(定格入力が600W以下のものに限り、バーコード、レシート、通帳、プロッター、ラベル、グラフィック専用のものを除く)<br>3. ビデオ用プロジェクター<br>4. スキャナー<br>5. 紙幣計数機<br>6. 電動はかり<br>7. 金銭登録機<br>8. 語学学習機器<br>9. シュレッダー<br>10. パンチ(穴空け器)<br>11. 紙裁断機<br>12. 製本機<br>13. 電気ボード<br>14. コインカウンター<br>15. 電子タイプライター<br>16. 脱磁装置<br>17. 実物画像器<br>18. 三次元ビジョン<br>19. 上記製品に類似の機器<br>備考)機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く |
| 11 照明器具    | a. 蛍光灯スターター<br>b. 白熱灯<br>c. 放電ランプ<br>d. その他の照明器具<br>e. その他のランプ類  |